

資 料

(追加のご意見等)

平成 21 年 4 月 3 日

目次

<第12回協金WGの論点整理に関する追加意見>

今松委員

1. 中小企業金融機能、中小企業再生、地域金融支援に関して 2
2. 不良債権、再生について 2
3. 中央機関との関係 2

宮村委員

- I. 平成元年以降現在までの評価
1. 中小企業金融 3
2. 地域金融 4
3. 不良債権処理 4
- II. 今後の役割
1. 今後の役割は「中小企業金融」 5
2. 経営相談、営業支援、産業転換支援、企業再生、町づくりなどの強化 . . . 5

<前回第12回協金WGの論点整理に関する追加意見>

1. 中小企業金融機能、中小企業再生、地域金融支援に関して

協同組織金融機関は、地域、あるいは職域に立脚していることに鑑みれば、中小企業、地域経済を金融圏から支えていく、振興していく役割を担っている。その機能を十分に発揮できる法的、行政的な仕組みにしておくことが重要である。

ただ、協同組織金融のみが地域や中小企業を支えているわけではない。そこで、地域銀行や自治体などとの実際に機能する協働スキームを用意しておかなければならない。そこでは、主導的な役割を果たすことが期待される。そのためにも、コンサルティング能力を高めることが重要であり、人材の育成が課題である。この場合も、その地域や職域に立脚した分野での専門性を高めることで、メガバンクなどとの差別化は可能である。

2. 不良債権、再生について

金融業である以上、融資が不良化するリスクは付きまとう。協同組織金融機関が主たる取引先としている中小、地場企業でも同様である。中小企業は元請け企業や景気の影響を過度に受けやすいことを勘案すれば、不良債権比率が高く出るとは避けられない。そこで、留意しておかなければならないこととして、目利き能力を高め、コンサルティング能力の強化することで、企業の再生を図り、不良債権の健全化を進めていくことである。もちろん、明らかに破たん処理の必要な先もあるだろうが、その比率を抑えることである。メガバンク並みの不良債権比率を目指すことは間違いではないが、それが最善の道ではない。不良債権にくぐられる融資の中身がどうなっているのかが大事だ。健全化する先が多いのであれば、協同組織金融機関として腕をふるえるということだ。

3. 中央機関との関係

最後の貸し手機能を発揮するためには、中央機関の体力を強化しておく必要がある。

<前回第12回協金WGの論点整理に関する追加意見>

I. 平成元年以降現在までの評価

1. 中小企業金融

(1) 融資の質的側面については評価できる

本WGで報告された業態間比較アンケート結果をみると、①融資は政府系金融機関に次いで積極的（金融庁「金融機関の融資動向に関するアンケート調査」WG12-4, p.13）、②融資取引関連で満足度が高い（全信協外部委託「金融機関取引に関するアンケート調査」）など、融資分野に関して評価されている。民間金融機関の中では中小企業への貸出しが積極的で、満足度なども高く、融資に関する質の面では高く評価できよう。

(2) 住宅ローン・不動産賃貸融資等が多く、中小企業融資がおろそかになっていないか

個々の信用金庫、信用組合によって異なるものの、平均してみると、住宅ローンやアパートローン等のシェアが以前と比較すると多くなっており、貸出金の40-50%に達する。一方、不動産業以外の中小企業（商業、建設業、製造業）融資は、融資額の50%以下となり、預金残高に対する比率は25%強である。中小企業数が大幅に減少しているなかで、中小企業融資の残高を維持していることは評価できるが、地銀とは異なる中小企業専門金融機関と称するためには現状の貸出構成が適当とは言えないのではないか。

住宅ローンの審査は、スコアリングによる別会社（子会社または独立した保証会社）の保証利用が大半であり（トランザクションバンキングの代表の一つ）、渉外担当者にそれほど高い審査能力は求められないため、住宅ローンに注力すると、渉外担当者の中小企業金融のスキルが育たず、中小企業とのリレーションシップバンキングに支障が生じるおそれがある。また、会員・組合員が必要としているなら住宅ローンを提供することは協同組織金融機関の使命といえるが、一方で、協同組織金融機関の特性を活かした貸出とは言い切れない。長期的に、協同組織金融機関において住宅ローンのシェアがさらに増えていった場合、「銀行との同質化」のそしりを免れ得ないだろう。

(3) 営業面の支援、経営相談などのサービスへの強いニーズへの対応が不十分であったのではないか

金融庁「金融機関の融資動向に関するアンケート調査」WG12-4, p.14によれば、地域金融機関に期待する役割としての1位は「資金繰り支援」（37.3%）であるが、よくみると「おかね」を求めているのは「資金繰り支援」（37.3%）と「資本増強支援」（6.5%）の合計の43.8%に過ぎず、残りは「営業面の支援」（22.4%）、「経営相談」（21.6%）、「関係者の連携」（5.9%）、「業種転換」（3.0%）というような知恵や情報で、これらで52.9%となる。すなわち、見方を変える

と、中小企業の金融機関へのニーズの1位は、実は「おかね」ではなく、営業の支援や経営相談に代表される知恵や情報であるといえなくもない。

この点のニーズを充たしているかみるために、家森委員による「協同組織金融を巡る諸問題」(WG4-1、p.13)のアンケートが有用で、それによれば、「取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化」や「創業・新事業支援機能等強化」の項目で、信用金庫・信用組合は地方銀行より劣っているようである。

また、信用金庫協会による「信用金庫制度の維持・発展に向けて」(WG6-3、p.9)をみると、信用金庫の優位性は「取引を通じて、他の中小企業経営者との交流が深まった」や「適切な提案・アドバイスをもらえる」という項目(営業支援や経営相談を意味する項目)について他金融機関との差は小さくなっている。また、「図表27 金融機関から受けた有用な助言や情報」(WG4-1、p.27)によれば、信用金庫や信用組合の助言や情報はやや不十分であるように見える。

2. 地域金融

(1) 地方の小都市の小規模信用金庫、信用組合が減少

協同組織金融機関は、規模拡大による経営安定目的の合併や事実上の救済合併によりその数を減らしてきた。このような合併は金融機関として経営が安定することにより、また、救済合併の場合はその地域の混乱を防いだことにより、当面の地域経済にはプラスであることは疑いないが、その地域で独立した意思決定ができる金融機関が消失したという点は、会員・組合員の利便性、その地域の自治体や商工団体との連携などで問題があると思われる。

(2) 長期的な預貸率の低下

長期的に一貫した預貸率の低下は、地域の資金が証券投資や中央機関への預け金として地域外に流出していることを意味するが、「地域から資金を吸収し、それを地域に還元することが地域金融機関の役割」(平成元年中間報告)であるなら、その役割を十分に果たしているとは言えないのではないと思われる。

3. 不良債権処理

(1) 信用組合の不良債権処理は遅い

地方銀行や第二地方銀行の不良債権比率は、ピーク時と比較して半分程度になったが、信用組合の不良債権比率の低下は小さく、高止まったまま安定してしまっている。不良債権比率の高い信用組合や信用金庫は、中小企業の資金需要に応える余力が乏しいと考えられるため、中央機関や公的機関と連携するなどして、積極的に事業再生あるいはオフバランス化に取り組むべきである。

II. 今後の役割

1. 今後の役割は「中小企業金融」

将来的にはゆうちょ銀行が本格的に住宅ローン市場や無担保消費者金融市場に参入するため、今後、信用金庫と地域信用組合、業域信用組合に期待される役割は、個人を含む「中小企業等の金融」ではなくて「中小企業金融」（信用金庫の場合は資本金9億円以下の企業を含む）である。

実際には住宅ローンなども多いが、住宅ローンについては、「住宅ローン市場における、優遇税制による不公正な競争」と「自己資本比率規制による住宅ローンへの誘因」、すなわち「中小企業金融へのマイナスの誘因」という問題が存在する。これらの問題を同時に解決するためには、優遇税制を見直して中小企業融資のインセンティブとして使うことも一案かと考える。たとえば、中小企業金融を取り扱わない個人専門協同組織金融機関には優遇税制を縮小・廃止し、反対に中小企業金融への取り組みが競合金融機関と比較して高い協同組織金融機関には優遇税制を拡大するのがいいかもしれない。

2. 経営相談、営業支援、産業転換支援、企業再生、町づくりなどの強化

長期的にみた場合、融資の売り込みよりも経営相談、営業支援業務を優先し、産業転換の支援や企業再生、そして町づくりなどを地域と連携して強化することが、地域のためにも、地域金融機関のためにも非常に重要と思われる。